証券コード　9560
2024年11月12日
電子提供措置開始日　2024年11月6日

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町二丁目10番1号
東京交通会館ビル５階
株式会社プログリット
代表取締役社長　　岡田 祥吾

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://about.progrit.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/9560/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プログリット」又は「コード」に当社証券コード「9560」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年11月26日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［インターネット等による議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年11月27日（水曜日）午前10時

2．場　　所　東京都中央区銀座三丁目９番１１号　紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ２階　フェニックスホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第８期（2023年９月１日から2024年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　案
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役の報酬額改定の件
第４号議案　取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年11月27日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月26日（火曜日）
午後６時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年11月26日（火曜日）
午後６時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

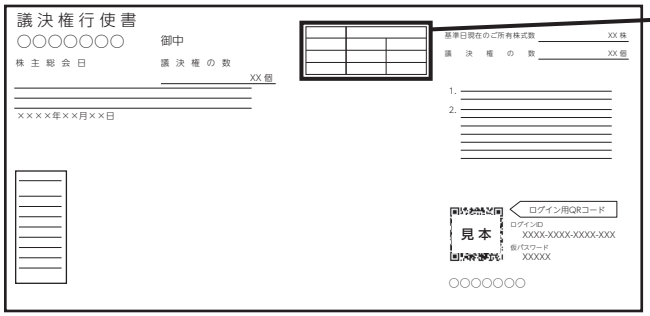

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２・３・４号議案

- **賛成の場合**　≫　「賛」の欄に○印
- **反対する場合**　≫　「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

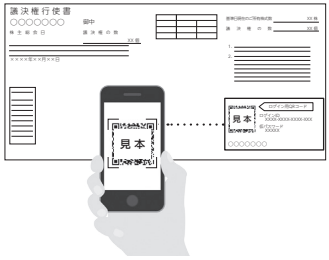

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

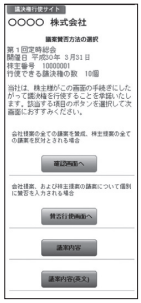

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

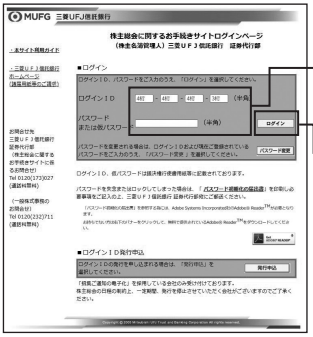

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

事　業　報　告

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社が事業展開している英語学習市場につきましては、少子高齢化による国内市場の先行きへの懸念を持つ企業の海外進出意欲が衰えておらず、グローバル人材の育成・確保に必要となる英語学習への関心が依然として高いことに加え、福利厚生の一環として英語学習を取り入れる企業も出てきております。個人の英語学習に関しても、グローバル化が進む状況の中で英語学習意欲は高い水準を維持しており、今後も引き続き市場全体が堅調に推移していくものと考えております。

また、生成AIの発展に伴い、英語学習業界も大きく変わることが予想されますが、当社としては英会話市場が縮小することはないと考えております。特にビジネスシーンにおいては人同士のコミュニケーションが極めて重要であり、今後もビジネスパーソンの英語学習需要は衰えることはないと考えております。そこで、生成AIを如何にうまく活用し、英語学習の効率アップや体験向上を実現できるかどうかが、今後の鍵になってくるものと考えております。また、当社が参入をいたしましたAI英会話サービス領域においては、AIの精度による差別化は難しいと考えており、UIUXの磨き込みが競争のポイントになってくると想定しております。その一方で、テクノロジーの変化に関わらず英語学習で成果を出すためには、学習時間の最大化が欠かせない要素であるため、コンサルタントが行う伴走型のサポートの重要性は引き続き高いと考えております。

このような環境の中、当社におきましては、英語コーチングサービス「プログリット」において、集中学習によって飛躍的に英語力を向上させるために、①英語学習を継続させる習慣を身につけるためのコンサルタントによるサポート、②顧客ごとにカスタマイズしたカリキュラムの設計、③利便性の高い学習アプリによる学習環境、という主に３つの特徴において、継続的な品質向上と改善に取り組んでおります。

また、リスニング力向上に有効なシャドーイングに特化したサブスクリプション型の英語学習サービスである「シャドテン」は引き続き学習コンテンツの拡充やアプリの顧客体験改善等による平均継続期間の増加等により、有料課金ユーザー数は堅調に推移しており当社の収益基盤として順調に成長しております。

さらに当事業年度は、2023年12月19日にスピーキングに特化したサービスである「スピフル」、2024年7月1日にAI英会話サービスである「ディアトーク」をローンチいたしまし

た。スピフルは、スピーキング力向上のために必要なトレーニングの口頭英作文（注１）と実践の独り言英会話（注２）の双方を実施することに加え、AI添削による「振り返り」を行うサブスクサービスです。ディアトークは、AI講師が学習者の興味関心や近況を分析し記憶して、英会話の最適な実践の場をオンラインで提供するサブスクサービスです。以上の結果、当事業年度の売上高は4,453,271千円（前事業年度比47.3%増）、営業利益は824,257千円（前事業年度比65.8%増）、経常利益は817,105千円（前事業年度比65.7%増）、当期純利益は610,135千円（前事業年度比69.1%増）となりました。

また、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(注) 1．口頭英作文：日本語の文章を瞬時に英語に変換し、発話するトレーニングです。
2．独り言英会話：自身で選んだお題について１分間英語でスピーチを行うトレーニングです。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

イ．当事業年度中に完成した主要設備

品川校

ロ．当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ．当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 5 期 (2021年８月期)	第 6 期 (2022年８月期)	第 7 期 (2023年８月期)	第 8 期 (当事業年度) (2024年８月期)
売　上　高 (百万円)	1,981	2,252	3,023	4,453
経常利益又は経常損失（△）(百万円)	△46	320	492	817
当期純利益又は当期純損失（△）(百万円)	△76	187	360	610
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	△7.63	18.14	31.31	49.89
総　資　産 (百万円)	1,032	1,509	2,628	3,886
純　資　産 (百万円)	159	409	1,092	1,796
１株当たり純資産 (円)	15.48	39.50	91.70	143.25

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

２．当社は、2023年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020年3月31日）等を第６期の期首から適用しており、第６期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 既存事業のサービス品質の向上

当社の事業の継続的な発展のためには、最大の強みである短期間での英語力向上の達成を全てのお客様に高いレベルで提供し続けることが不可欠であると考えております。全てのお客様の英語力を高めたいという期待に応えるために、蓄積した学習データを基に、継続的なカスタマイズプログラムの改善及びコンサルタントの教育体制強化によるサービス品質の継続的な向上を行ってまいります。

②　知名度の向上

当社は、近年急成長している英語コーチング事業の先駆けとして、また、著名人アンバサダーの協力により徐々に知名度が向上しつつあると認識しております。一方で、比較的新しいサービスでありより幅広い層からの新規顧客獲得や優秀な人材確保のためには、更なる知名度の向上を図ることが必要であると考えております。今後は、ターゲットを明確にしたデジタル広告に加え、電車広告等の認知広告に注力していくことにより認知度の更なる向上を図ってまいります。

③　人材の確保と育成

当社が今後更に事業の拡大及び経営体質の強化を図っていくためには、ミッションを共有できる優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社は組織エンゲージメントについて外部の評価機関から高い評価を得ており、採用市場における強みとなっていると認識しておりますが、今後も当社の成長推進の一端を担う優秀な人材確保に向けて、研修制度の充実、公正な人事制度の整備・運用、従業員のメンタルヘルスケア体制の強化などを進めてまいります。

④　サブスクリプション型英語学習サービスの拡大

当社が今後更に事業の拡大及び経営体質の強化を図っていくためには、英語コーチングサービス「プログリット（PROGRIT）」を修了されたお客様に対しても長期的な学習機会を提供し続けると共に、新たな顧客層に対して価格帯の異なるサービスを展開していくことが重要であると考えております。そのためには、魅力的なコンテンツの拡充や学習体験を向上させるアプリ機能開発による「シャドテン」の学習継続期間の伸長と共に、サブスクリプション型英語学習サービスにおけるプロダクトの拡充及びサービス品質のさらなる向上が必要だと考えております。2024年8月期においては、スピーキング力の向上に特化したトレーニングができるサービス「スピフル」を2023年12月に、英会話練習（アウトプット練習）に特化したAI英会話サービス「ディアトーク」を2024年７月に提供を開始いたしました。目的と価格帯の異なるプロダクトの拡充により、より幅広い英語学習者の学習支援も可能となり、事業の拡大及び経営体質の強化に資すると考えております。

⑤　法人営業の強化

当社の安定的、継続的な発展のためには、人材開発投資による大型受注及び毎年の継続受注が期待される法人需要の獲得が重要であると考えております。従来の英語研修サービスとの比較において短期間で着実に英語力を伸ばすことができる点を強力に訴求し、トライアル等を通じて当社サービスへの信頼を獲得することで、英語研修制度を一任していただける法人取引先の拡大に向け法人営業を強化していく方針であります。具体的には、①生成AIを用いた業務の効率化により訪問・提案件数を最大化させるとともに、②ビジネス系メディアや人事関連媒体等における広告投資による認知度の向上、③定期的な人事担当者向けイベントの開催を通じたリードの獲得、

④お客様からのご紹介を通じた潜在顧客の開拓、⑤法人ごとの専門性やニーズに合わせたカスタマイズコースの拡充による潜在需要の顕在化、等を実施してまいります。

⑥　内部管理体制の強化

当社がお客様に安定してサービスを提供し、継続的に成長し続けるためには、コンプライアンスを重視した内部管理体制の強化や、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みが重要だと考えております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による体制強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年８月31日現在）

サービス区分	サービス名
英語コーチングサービス	プログリット（PROGRIT）
サブスクリプション型英語学習サービス	シャドテン、スピフル、ディアトーク

(6) 主要な営業所及び工場（2024年８月31日現在）

本社	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号東京交通会館ビル５階
有楽町校	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号東京交通会館ビル５階

(7) 使用人の状況（2024年８月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
209名	35名増	30.7歳	2.8年

（注）１．当社はプログリット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません
２．使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト等を含む）は、臨時雇用者数の総数が使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	66,365千円
株式会社商工組合中央金庫	61,680
株式会社三井住友銀行	24,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　30,000,000株

(2) 発行済株式の総数　12,480,480株（自己株式368株を含む）

(3) 株主数　3,693名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＳＯ	2,569千株	20.6%
岡田祥吾	2,052	16.4
株式会社ＨＯＨＥＴＯ	1,370	11.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	615	4.9
山碕峻太郎	591	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	518	4.2
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	474	3.8
三井住友信託銀行株式会社（信託口甲２４号）	330	2.6
ＫＥＩＳＵＫＥ ＨＯＮＤＡ	157	1.3
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｂ口）	153	1.2

（注）１．持株比率は自己株式（368株）を控除して計算しております。
２．株式会社Ｓ〇は当社代表取締役岡田祥吾が株式を保有する資産管理会社であります。
３．株式会社Ｈ〇ＨＥＴ〇は当社取締役山碕峻太郎が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式数の総数は572,988株増加しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権
交付人数		当社取締役　２名 当社使用人　61名
発行決議日		2024年１月10日
新株予約権の数		676個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　67,600株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の発行価額		1,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　960円
権利行使期間		自　2026年12月１日 至　2034年１月25日
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　160個 目的となる株式数 16,000株 保有者数　２名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

(注) 権利行使条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年８月期から2031年８月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、下記(a)、(b)、(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、これ以降本新株予約権を行使することができる。な

お、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2026年８月期から2027年８月期までに営業利益が10億円を超過した場合 行使可能割合： 30%

(b) 2028年８月期から2029年８月期までに営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合： 60%

(c) 2030年８月期から2031年８月期までに営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合： 100%

なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第５回新株予約権
交付人数	当社取締役　２名 当社使用人　61名
発行決議日	2024年１月10日
新株予約権の数	676個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　67,600株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額	1,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　960円
権利行使期間	自　2026年12月１日 至　2034年１月25日
行使の条件	（注）

（注）権利行使条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年８月期から2031年８月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、下記(a)、(b)、(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2026年８月期から2027年８月期までに営業利益が10億円を超過した場合 行使可能割合： 30%

(b) 2028年８月期から2029年８月期までに営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合： 60%

(c) 2030年８月期から2031年８月期までに営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合： 100%

なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるも

のとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡　田　　祥　吾	―
取締役副社長	山　碕　　峻　太　郎	人事部長、法人営業部長
取　　締　　役	谷　内　　亮　太	CFO 管理部長
取　　締　　役	相　木　　孝　仁	株式会社ベイシア 代表取締役社長
常勤監査役	松　　下　　衛	―
監　　査　　役	根　橋　　弘　之	ながすな繭株式会社 社外監査役
監　　査　　役	東　　陽　　亮	株式会社GameWith 内部監査室長 株式会社M&A総合研究所 社外監査役 株式会社ABCash Technologies 社外監査役 株式会社アーシャルデザイン 社外監査役 株式会社Another works 社外監査役

（注）１．取締役相木孝仁氏は、社外取締役であります。
２．監査役松下衛氏、根橋弘之氏及び東陽亮氏は、社外監査役であります。
３．監査役根橋弘之氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門知識と企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役東陽亮氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、社外取締役である相木孝仁氏、社外監査役である松下衛氏、根橋弘之氏及び東陽亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。保険料については全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬限度額は、2019年10月１日開催の臨時株主総会で年間総額100,000千円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は３名）、監査役の報酬限度額は2022年11月30日開催の第６回定時株主総会で年間総額15,000千円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は３名）とすることが承認されております。なお、役員の員数については定款で取締役と監査役いずれも５名以内と定めており、本書提出日現在の人数は取締役が４名、監査役が３名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役報酬については、株主総会で承認された取締役報酬枠の中で取締役会が決定することになっております。取締役会は、役員報酬方針について定めておりませんが、役員の役割及び職責に相応しい水準並びに客観性及び透明性を確保するよう、報酬案を社外取締役と共有し、その意見・助言を踏まえ代表取締役社長岡田祥吾が役員報酬を決定することに一任しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が社外取締役の関与・助言を受けた上で、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③　当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	75,100 (4,500)	60,500 (4,500)	14,600 (－)	－ (－)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,760 (11,760)	11,760 (11,760)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

(注) 1．2019年10月１日の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は３名であります。

2．2022年11月30日の第６回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は３名であります。

3．業績連動報酬等に係る業績指標は売上高、営業利益及び当期純利益としております。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。当事業年度の実績としては、通期において売上高及び営業利益が一定の達成度に到達したことから、職位別の基準額に対して達成度合いを考慮して算定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役相木孝仁氏は、株式会社ベイシア代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役根橋弘之氏は、ながすな繭株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役東陽亮氏は、株式会社GameWith内部監査室長、株式会社M&A総合研究所社外監査役、株式会社ABCash Technologies社外監査役、株式会社アーシャルデザイン社外監査役、株式会社Another works社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

（注）記載の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が７回ありました。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　相　木　　孝　仁	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。主に企業経営者として経営に長年携わっている深い見地に基づき、経営全般の観点から適宜助言・提言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　松　　下　　衛	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会13回のうち、13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に組織運営、コンプライアンス等の見地から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。
監査役　根　橋　　弘　之	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会13回のうち、13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。
監査役　東　　陽　亮	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会13回のうち、13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的知見から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害ある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の体制を整備しております。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」等を制定し、その周知徹底をはかる。

・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。

・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

・当社は、取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役会を原則月１回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

⑤　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
・当社は、社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
・当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

⑦　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑧　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役は、当社の取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

・当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
・当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
・当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除に関する規程」を定める。
・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」等を制定し、その周知徹底をはかっております。
・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告しております。
・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行っております。

②　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理しております。
・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧しております。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。

・当社は、取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理しております。

・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行っております。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役会を原則月１回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図っております。

・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

⑤　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図っております。

・当社は、社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図っております。

・当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証しております。

・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求しております。

⑥　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとしております。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならないものとしております。

・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

⑦その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役は、当社の取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べております。
・当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
・当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図っております。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保しております。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

・当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除に関する規程」を定めております。
・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は成長過程にあり、事業拡大のために内部留保の充実を図り、一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考え、これまで配当を実施しておりませんでした。

しかしながら、当事業年度においては過去最高の売上高及び利益（営業利益・経常利益・当期純利益）となり、今後も高い収益性を維持しながらの事業拡大が可能であると考えております。したがいまして、中長期的な企業価値の向上を目指した成長投資を引き続き行いつつも、株主に対する継続的な利益還元を実施することが可能と判断いたしましたので、剰余金の配当を開始いたします。剰余金の配当を安定的かつ継続的に実施していくため、年１回の期末配当として配当性向30％程度を目安とすることを基本方針といたしました。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、１株につき普通配当13円とさせていただく予定です。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,293,377**	**流動負債**	**1,990,151**
現金及び預金	3,041,922	買掛金	27,517
売掛金	99,239	1年内返済予定の長期借入金	58,665
商品	18,127	未払金	320,988
貯蔵品	2,597	未払費用	148,424
前払費用	66,765	未払法人税等	182,237
その他	64,724	契約負債	938,034
固定資産	**593,040**	預り金	24,195
有形固定資産	**158,553**	賞与引当金	182,911
建物	213,956	役員賞与引当金	14,600
減価償却累計額	△64,724	その他	92,576
建物(純額)	149,231	**固定負債**	**99,784**
工具、器具及び備品	22,333	長期借入金	93,380
減価償却累計額	△13,011	資産除去債務	6,404
工具、器具及び備品(純額)	9,321	**負債合計**	**2,089,935**
投資その他の資産	**434,487**	(純資産の部)	
投資有価証券	11,267	**株主資本**	**1,787,833**
出資金	20	**資本金**	**322,997**
長期前払費用	354	**資本剰余金**	**319,997**
繰延税金資産	175,453	資本準備金	319,997
敷金	246,592	**利益剰余金**	**1,145,240**
その他	800	その他利益剰余金	1,145,240
資産合計	**3,886,418**	繰越利益剰余金	1,145,240
		自己株式	**△401**
		新株予約権	**8,649**
		純資産合計	**1,796,483**
		負債純資産合計	**3,886,418**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**4,453,271**
売上原価		**1,253,423**
売上総利益		**3,199,847**
販売費及び一般管理費		**2,375,590**
営業利益		**824,257**
営業外収益		
ポイント還元収入	1,878	
利子補給金	969	
助成金収入	660	
印税収入	575	
その他	831	4,915
営業外費用		
寄付金	10,000	
支払利息	1,482	
その他	585	12,067
経常利益		**817,105**
特別利益		
新株予約権戻入益	141	141
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**817,247**
法人税、住民税及び事業税	260,258	
法人税等調整額	△53,146	207,112
当期純利益		**610,135**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年９月１日から
2024年８月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	280,101	277,101	277,101	535,105	535,105	△349	1,091,959	967	1,092,927
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	42,895	42,895	42,895				85,790		85,790
新株予約権の失効								△141	△141
当期純利益				610,135	610,135		610,135		610,135
自己株式の取得						△52	△52		△52
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								7,823	7,823
当期変動額合計	42,895	42,895	42,895	610,135	610,135	△52	695,873	7,682	703,555
当期末残高	322,997	319,997	319,997	1,145,240	1,145,240	△401	1,787,833	8,649	1,796,483

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

（3）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	８～15年
工具、器具及び備品	４～15年

（4）引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

（5）収益及び費用の計上基準

① 英語コーチングサービスに係る収益の計上基準

英語コーチングサービスでは、受講者に専任のコンサルタントが付き、英語学習をサポートするサービス「プログリット（PROGRIT）」を提供しており、受講者の目的に応じたオーダーメイドのカリキュラムを提案し、スケジュール管理のサポート、定期的な面談による課題の抽出及びモチベーションの管理等を実施することで、受講者が短期間で英語力を向上させることができるようサポートしています。顧客の休会期間や当社の非営業期間を除いた役務の提供期間において、進捗度に基づき収益を認識しております。

② サブスクリプション型英語学習サービスに係る収益の計上基準

サブスクリプション型英語学習サービスでは、リスニング力向上に有効なシャドーイングに特化したサービスである「シャドテン」、スピーキング力の向上に特化したトレーニングができるサービスである「スピフル」、英会話練習に特化したAI英会話サービスである「ディアトーク」を提供しております。これらは利用者の契約期間に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

（1）有形固定資産の減損処理

① 当事業年度の計算書類上に計上した金額

有形固定資産　　158,553千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（ア）算出方法

当社は、英語コーチングサービスについては損益の集計単位である校舎単位、サブスクリプション型英語学習サービスについては運営部門単位をキャッシュ・フローを生み出す独立した最小の単位としております。資産をグルーピングし、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は継続してマイナスとなる見込みである場合、移転・閉鎖またはサービスの廃止の意思決定等により回収可能価額が著しく低下したと判断された場合、経営環境が著しく悪化したかまたは悪化する見込みである場合等には、減損の兆候として識別しております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。なお、当事業年度においては減損の兆候はありません。

（イ）主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、今後の見込み顧客数を考慮した将来の利益計画に基づいて作成しております。将来の売上を算定するにあたって使用する売上単価は当事業年度までの実績に基づき算定しております。また、費用については、当事業年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

（ウ）翌事業年度への影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合など将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

（2）繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類上に計上した金額　　175,453千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（ア）　算出方法

将来減算一時差異に関しては、将来の収益力を過去実績により見積り、回収可能性を勘案して繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

（イ）　主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、今後の見込み顧客数を考慮した将来の利益計画に基づいて作成しております。将来の売上を算定するにあたって使用する売上単価は当事業年度までの実績に基づき算定しております。また、費用については、当事業年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

（ウ）　翌事業年度への影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高等は次の通りであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン	1,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,100,000千円

4．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　12,480,480株

（2）当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　368株

（3）剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年11月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	162,241	13	2024年8月31日	2024年11月28日

（4）当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　347,415株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウエア	93,118千円
賞与引当金	56,007
未払事業税	12,216
その他	26,331
繰延税金資産小計	187,674
評価性引当額	△11,087
繰延税金資産合計	176,587
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,134
繰延税金負債合計	△1,134
繰延税金資産の純額	175,453

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、１年以内の支払期日となっており、流動性リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金（短期）及び設備投資（長期）に係る資金調達を目的としたものです。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

（ア） 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

敷金については、貸主及び取引先の財務状況の悪化等による信用リスクの調査を含め、回収懸念債権の早期発見及び把握に努めており、債権の保全を図っております。

（イ）　借入金の流動性リスク及び金利変動リスクの管理

借入金は、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。なお、資金調達を行う際は、金利動向を十分に把握して、金利変動リスクを管理する方針であります。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2024年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
敷　　金	246,592	233,559	△13,033
資　産　計	246,592	233,559	△13,033
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	152,045	151,766	△278
負　債　計	152,045	151,766	△278

（＊1）現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

（＊2）市場価値のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります

区　　分	当事業年度（千円）
投資事業有限責任組合への出資	11,267

（注1）金融債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,041,922	－	－	－
売掛金	99,239	－	－	－
合計	3,141,162	－	－	－

（注2）長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内返済予定の長期借入金	58,665	－	－	－	－	－
長期借入金	－	41,820	24,560	18,000	9,000	－
合計	58,665	41,820	24,560	18,000	9,000	－

（3）金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2024年8月31日）

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	233,559	－	233,559
資産計	－	233,559	－	233,559
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	－	151,766	－	151,766
負債計	－	151,766	－	151,766

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

主に建物の賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金（１年以内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

種類	名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
役員	谷内 亮太	当社取締役	（被所有）直接 0.8%	－	新株予約権の行使	12,963	－	－

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

新株予約権の行使については、2019年１月９日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9．1株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産　143円25銭
１株当たり当期純利益　49円89銭

10．収益認識に関する注記

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであります。また、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであり、財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	英語コーチング事業
英語コーチングサービス	2,983,828
サブスクリプション型英語学習サービス	1,469,443
顧客との契約により生じる収益	4,453,271
その他の収益	－
外部顧客への売上高	4,453,271

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（４）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（3）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の当事業年度の期末残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当事業年度末残高
顧客との契約から生じた債権	99,239
契約負債	938,034

契約負債は主に、英語コーチングサービスの契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は608,286千円です。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益はありません。

②　残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される顧客との契約期間が１年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月30日

株式会社プログリット

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　内　基　明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　賀　恒　一　郎

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プログリットの２０２３年９月１日から２０２４年８月３１日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２３年９月１日から２０２４年８月３１日までの第８期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月31日

株式会社プログリット　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　松下　衛　㊞

監査役（社外監査役）　根橋　弘之　㊞

監査役（社外監査役）　東　陽亮　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、配当性向30％を目安として安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度においては、売上高が4,453百万円、売上総利益が3,199万円、営業利益が824百万円、当期純利益が610百万円と、いずれも過去最高を更新しました。

その結果を受け、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金13円　　総額は162,241,456円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2024年11月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、事業拡大に伴い人員の増加を見込んでおり、より拡張性があり、働きやすいオフィス環境を整えるために、新たなオフィスへ本社を移転いたします。

本社オフィスを移転するにあたり、現行定款第３条の本店の所在地を現在の東京都千代田区から東京都港区に変更いたします。

なお、移転までの間は、現在の所在地を本店とします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都港区に置く。
（新　設）	附　則 （本店の所在地に関する経過措置）
（新　設）	第１条　当会社の本店は、定款第３条の規定にかかわらず、2025年４月30日までは東京都千代田区に置くものとする。なお、本条は、変更の効力発生後、これを削除する。

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年10月１日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認いただいております。

その後の事業領域の拡大を含む経営環境の変化を鑑み、当社の持続的な成長を実現するためには取締役一人ひとりの役割や責務をさらに高め、かつ多様で優秀な人材を確保し競争力の維持・向上と取締役会の機能強化を図っていく必要があると考えております。

つきましては、社外取締役を除く取締役の金銭報酬については役割・責任に見合った競争力のある報酬水準を実現するため、また社外取締役の報酬については当社において今後社外取締役1名の増員を見込んだ報酬上限とするため、取締役の報酬の総額を年額140,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）に改定させていただきたいと存じます。

なお、第４号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」でご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬は、本議案に係る報酬等とは別枠といたします。

現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）であり、本議案は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準および会社への貢献度などを総合的に勘案し、取締役会で決定しており、適切な水準であると判断しております。

第４号議案　取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2019年10月1日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、第３号議案「取締役の報酬額改定の件」でご承認をお願いする報酬枠とは別枠で、以下のとおり、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

本制度は、一定期間当社の取締役等の地位にあること等を条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）及び、一定期間の業績目標を達成したこと等を条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）により構成することといたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間60,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60,000千円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役の関与・助言を受けた

上で、その意見を尊重して代表取締役に一任いたします。
　なお、現在の対象取締役は3名です。

　また、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、本制度Ⅰに係るものを「本割当契約Ⅰ」といい、本制度Ⅱに係るものを「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものといたします。

本割当契約Ⅰの概要
　本制度Ⅰは、対象取締役に対し当社の普通株式に当社の取締役会が定める期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与する制度であり、本割当契約Ⅰにはその内容として、概要、次の事項が含まれるものといたします。

(1) 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間Ⅰ」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間Ⅰ中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間Ⅰが満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅰの違反その他本

割当株式Ⅰを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(6) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて譲渡制限を解除し、又は無償で取得する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

本割当契約Ⅱの概要

本制度Ⅱは、当社の普通株式に譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与し、当社の取締役会において、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績目標を定めて、評価期間終了後に当該業績目標を達成したことを条件として譲渡制限を解除する業績条件型譲渡制限付株式報酬制度であり、本割当契約Ⅱの内容として、概要、次の事項が含まれるものといたします。

(1) 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡等をしてはならない。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間Ⅱ」という。）を満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、当社は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が役務提供期間Ⅱ中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び当社の取締役会が定める評価期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）を達成したことを条件として、本割当株式Ⅱの全部又は一部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締

役会が正当と認める理由により、役務提供期間Ⅱが満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において、上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(6) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株式総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、合理的に定める数の本割当株式Ⅱについて譲渡制限を解除し、又は、無償で取得する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び当社の業績と対象取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与し、又は、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を報酬として報酬を支給するものです。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2024年８月31日時点）に占める割合は0.48％とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座三丁目９番11号　紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ２階　フェニックスホール
（昨年と開催場所が異なっております。ご来場の際は、お間違いがないようご注意ください。）

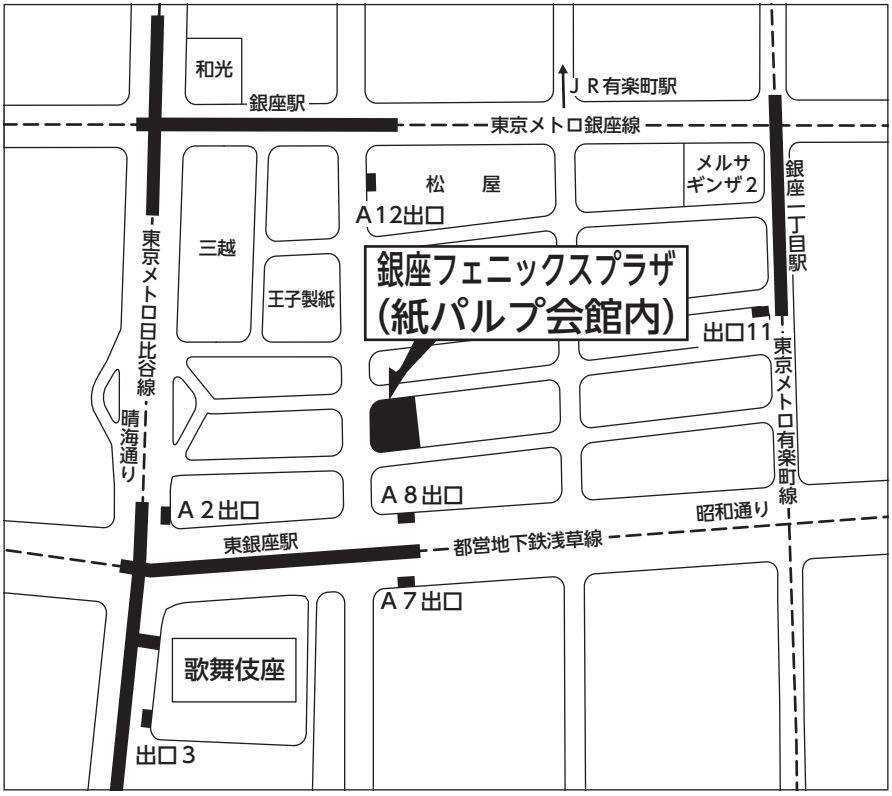

(注)■印は地下鉄最寄りの出口

東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線「銀座」駅**A12出口**より徒歩約３分
東京メトロ有楽町線「銀座一丁目」駅**出口11**より徒歩約５分
東京メトロ日比谷線「東銀座」駅**A２出口**より徒歩約４分、**出口３**より徒歩約６分
都営地下鉄浅草線「東銀座」駅**A２・A７・A８出口**より徒歩約２分、**出口３**より徒歩約６分
ＪＲ「有楽町」駅より徒歩約13分

※ ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。